

■料金表（東美濃ふれあいセンター 多目的アリーナ）

入場料	使用目的	午前	午後	夜間	全日	延長/時間	冷暖房/ 時間
徴収	スポーツ	8,360円	11,550円	11,550円	31,460円	3,140円	15,730円
しない	スポーツ以外	16,720円	23,100円	23,100円	62,920円	6,290円	
徴収	スポーツ	34,540円	46,090円	46,090円	126,720円	12,670円	
する	スポーツ以外	51,370円	68,090円	68,090円	187,550円	18,750円	

※1/3面で利用する場合は1/3の金額、1/2面で利用する場合は1/2の金額、2/3面で利用する場合は2/3の金額になります。

※練習等で利用する場合は3/10の金額になります。

※その他の加算・減額について、詳しくは下記の備考をご確認ください。

備考

・多目的アリーナ以外の施設を主として使用する場合において、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、使用の許可を受けた施設の使用料（延長時間に係る使用料、冷暖房料金及び附属設備の使用料を除く。以下「施設使用料」という。）に次の額を加算します。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円以下・・・・・・・・・・施設使用料の 1割に相当する額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円を超え2,000円まで・・・施設使用料の 3割に相当する額
- (3) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円まで・・・施設使用料の 5割に相当する額
- (4) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円まで・・・施設使用料の10割に相当する額
- (5) 入場料等の最高額が5,000円を超え6,000円まで・・・施設使用料の15割に相当する額
- (6) 入場料等の最高額が6,000円を超えるとき・・・・・・施設使用料の20割に相当する額

・入場料等を徴収しない場合において、歌舞伎ホールを主として使用する時、会費を徴収するもの、会員制度により会員を招待するものその他これらに準ずるものは入場料等を徴収したものとみなし、施設使用料の1割に相当する額を施設使用料に加算します。

・営利を目的として設置した団体等が歌舞伎ホール又はアリーナ以外の施設を使用する場合は、施設使用料の20割に相当する額を施設使用料に加算します。

・多目的アリーナの床面積の2分の1以下、3分の2以下又は3分の1以下を専用使用する場合は施設使用料は、施設使用料のそれぞれ2分の1、3分の2又は3分の1に相当する額とし、延長時間に架かる使用料についても同様とする。

・使用者が歌舞伎ホールをリハーサルに使用する場合は施設使用料は、施設使用料の100分の40に相当する額とし、準備等に使用する場合は施設使用料は、施設使用料の100分の30に相当する額とします。

・使用者が多目的アリーナを練習、準備等に使用する場合は施設使用料は、施設使用料の100分の30に相当する額とします。

・本市の住民又は団体以外の者が使用する場合には、施設使用料の3割に相当する額を施設使用料に加算します。

・本市の住民又は団体が冷暖房を使用する場合の冷暖房料金は、この表に定める冷暖房料金の100分の60に相当する額とします。

・延長時間は、教育委員会が特別な理由があると認める場合を除き、1時間以内とし、延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとします。

・前各項において10円未満の端数があるときは、各項毎に端数金額を切り捨てます。

・使用時間には、練習、準備、原状回復その他の使用に必要な一切の時間を含むものとします。